

# 青森県医療費適正化計画の進捗状況に関する評価（中間評価）について

高齢福祉保険課

## 1 県医療費適正化計画について

平成 20 年度から 24 年度までの 5 カ年を一期とする医療費適正化計画を定め、中間年度に進捗状況に関する評価を行う。（高齢者の医療の確保に関する法律第 11 条）

計画では、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進について目標を設定

(1) 県民の健康の保持の推進に関する達成目標

- ① 特定健康診査の実施率 68%(市町村国保 65%、けんぽ協会等 70%、健保組合等 80%)
- ② 特定保健指導の実施率 45%
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 20 年度比 10%減少

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する達成目標

- ① 療養病床の転換 療養病床数 1,455 床
- ② 平均在院日数の短縮 31.7 日

## 2 目標の進捗状況等について

- 特定健康診査の実施率 33.5%（平成 20 年度）
- 特定保健指導の実施率 9.8%（平成 20 年度）
- メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率  
（平成 20 年度 該当者の割合 13.7%、予備群の割合 12.0%）
- 平均在院日数の短縮 35.1 日（平成 18 年度）→34.2 日（平成 20 年度）
- 療養病床の転換  
1,977 床（平成 18 年 10 月）→1,644 床（平成 22 年 4 月）

なお、全国医療費適正化計画では、計画に則して再編成を推進することが実態にそぐわないとの懸念があることから、療養病床に係る目標は凍結し、目標数へ向けた機械的削減は行わないこととしたところ

## 3 今後の取組について

- 特定健康診査の実施率の向上  
受診しやすい健診日程の設定、他健診との同時実施、健診項目の追加等の健診内容の見直し
- 特定保健指導の実施率の向上  
保健指導実施機関の確保、人材活用による保健指導従事者の確保、利用しやすい日程の設定